

令和3年7月2日

令和3年第2回神奈川県議会定例会

# 厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

# 目 次

	ページ
1 神奈川県地域福祉支援計画等の改定時期の変更について.....	1
2 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組について.....	2
3 当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会の設置について.....	4
4 「かながわ人権施策推進指針」の改定について.....	6
5 「神奈川県手話推進計画」の改定について.....	9
6 津久井やまゆり園の再生について.....	1 2
7 県立障害者支援施設における当事者目線の支援の取組について.....	1 4
8 さがみ緑風園等の指定管理者制度について.....	1 6
9 中井やまゆり園の利用者の事故について.....	2 1

## 1 神奈川県地域福祉支援計画等の改定時期の変更について

### (1) 計画等の改定時期の変更

神奈川県地域福祉支援計画及び神奈川県青少年育成・支援指針については、以下の理由から、令和3年度中に予定していた改定時期を令和4年度に変更する。

(改定時期を変更する理由)

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応に注力する全庁コロナシフトによる事務執行に努めていること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による県民生活への影響が大きいため、その影響を把握・分析したうえで、改定する計画等に反映する必要があること。

### (2) 改定時期を変更する計画等の取扱い

改定するまでの間、現行計画等に基づき施策を展開する。

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、適切なタイミングで改定を行う。

## 2 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組について

ともに生きる社会かながわ憲章（以下「憲章」という。）の理念の普及に向けた令和3年度の取組について報告する。

### (1) 取組の方向性

- ・ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント「みんなあつまれ」の開催が困難となる中で、県のたよりやホームページ、SNSなどの様々な手法を活用しながら、普及に取り組んだ。
- ・ 憲章の認知度は、令和2年度の県民ニーズ調査において、前年度比7.2ポイント増の22.9%となったが、より多くの県民への普及を図るため、「ともに生きる社会かながわ推進週間」を皮切りに憲章策定日の10月14日までを取組の強化期間として、広報活動を実施していく。
- ・ 取組に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえるとともに、引き続き、着実な憲章の理念の普及を図るため、市町村、企業・団体、大学、県教育委員会と連携していく。

### (2) 取組内容

#### ア 津久井やまゆり園事件の追悼

事件によりお亡くなりになった方々を追悼するため、新たに開所する津久井やまゆり園で追悼式を実施するとともに、鎮魂のモニュメントでの献花を行う。

日時：令和3年7月20日（火）10時から11時50分まで

（7月26日（月）も献花は可能）

場所：津久井やまゆり園（相模原市緑区千木良476）

内容：開会の辞、黙祷、追悼の辞、憲章の朗読、閉会の辞、鎮魂のモニュメントでの献花

#### イ 「ともに生きる社会かながわ推進週間」の普及活動

7月26日（月）から8月1日（日）までの推進週間に、県のたよりやポスター等、様々な媒体を活用した集中的な広報を実施する。

#### ウ 憲章の認知度向上に向けた継続的な広報活動

推進週間以降も、憲章策定日の10月14日までを憲章の認知度向上に向けた取組の強化期間として、駅でのポスター掲示といった屋外広告に取り組むなど、継続的な広報活動を実施する。

## エ 市町村との連携

市町村と連携し、市町村の広報誌への憲章PR文の掲載等の取組や庁舎でのパネル展示を県内各地で展開し、県民に身近な地域で憲章に触れていただく。

## オ 企業・団体との連携

企業や団体と連携し、従業員等への憲章の理念の普及を図る。

- ・ 障がい理解のコンテンツを持っている企業・団体の情報をホームページで発信し、イベントへの出店を希望する障がい者団体とイベント主催者とのマッチング等の実施
- ・ 憲章の理念に賛同した企業・団体とのコラボグッズの製作・販売

## カ 大学との連携

大学と連携し、学生等への憲章の理念の普及を図る。

- ・ 憲章に関する講義の実施
- ・ 学生とのワークショップを通じた若者ならではの普及に係るアイデア出しや情報の発信

## キ 県教育委員会との連携

県教育委員会と連携し、子どもたちへの憲章の理念の普及を図る。

- ・ 全県立学校で校長等による講話や「いのちの授業」を通じた憲章の理念の理解促進
- ・ 県内全ての児童・生徒を対象とした「いのちの授業」大賞作文コンクール（「ともに生きる社会かながわ憲章の部」を含む。）の実施
- ・ 小学生を対象とした、ソフトバンク株式会社の人型ロボット「Pepper（ペッパー）」の活用による、子どもたちの「思いやりの心と親切」に係る意識の醸成を進める授業の実施

## ク 若年層を主要なターゲットとした取組

ロゴデザインを活用し、憲章の理念を動画とともにtwitter、Instagram等のSNSで配信することなどにより、若年層を含む多くの県民を対象に憲章の理念の更なる普及を図る。

### 3 当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会の設置について

#### (1) 設置目的

令和2年度に設置した「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」（以下「検討部会」という。）からの報告書には、「意思決定支援の重要性」や「民間福祉事業者を含めて、県全体で今後の県立障害者支援施設のあり方を検討すべき」などの提言が盛り込まれており、これを受けて、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」（以下「将来展望検討委員会」という。）を設置する。

#### (2) 所掌事項

- ・ 障がい者支援の長期的な将来展望の検討に関する事項
- ・ 意思決定支援の全県展開など、当事者目線の障がい福祉に係る理念や実践の検討に関する事項
- ・ 県立障害者支援施設のあり方の検討に関する事項

#### (3) 検討内容等

##### ア 設置期間

令和3年6月21日～令和4年3月31日

##### イ 検討内容

「(2) 所掌事項」の内容について検討を行う。

##### ウ 今後のスケジュール

令和3年7月（予定）に第1回将来展望検討委員会を開催するとともに、検討状況について各県議会定例会厚生常任委員会に報告し、令和3年度中に報告書を取りまとめる。

##### エ 利用者目線から当事者目線へ

検討部会では、県立障害者支援施設の利用者支援を検証等の対象としたため、「利用者目線」という用語を使用した。将来展望検討委員会では、広く障がい福祉全般を対象とすることから、サービス利用者限定した印象のある「利用者目線」ではなく、障がい当事者全体を包括できる「当事者目線」に変更する。

#### (4) 委員構成

委員は、障がい当事者やその家族、民間福祉事業者、学識経験者等により構成し、別紙のとおりとする。

## 当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会 委員

	区分	氏名	所属等
1	障がい当事者	小西 勉	ピープルファースト横浜 会長
2	障がい当事者	富田 祐	ブルースカイクラブ 会長
3	障がい当事者の 家族	野口 富美子	神奈川県心身障害児者 父母の会連盟 幹事
4	民間福祉事業者	大川 貴志	社会福祉法人同愛会 てらん広場 統括所長
5	民間福祉事業者	河原 雄一	社会福祉法人星谷会 理事長
6	民間福祉事業者	林 雅之	社会福祉法人清和会 三浦しらとり園 児童施設長兼生活支援部長
7	相談支援専門員	福岡 寿	日本相談支援専門員協会 顧問
8	学識経験者	大塚 晃	日本発達障害ネットワーク 副理事長
9	学識経験者	蒲原 基道	日本社会事業大学 専門職大学院 客員教授
10	学識経験者	佐藤 彰一	國學院大學 教授

## 4 「かながわ人権施策推進指針」の改定について

### (1) 改定の理由

- ・ 本県における人権施策の根幹となる「かながわ人権施策推進指針（改定版）」（以下「指針」という。）は、平成15年の策定後、東日本大震災の発生をはじめとした社会情勢の変化に対応するため、平成25年3月に改定を実施している。
- ・ 指針の最終改定後、「津久井やまゆり園事件」の発生や「ともに生きる社会かながわ憲章」の策定、コロナ禍における医療従事者等への差別問題、ヘイトスピーチやインターネット上の人権侵害の急増など、人権を取り巻く状況は大きく変化している。
- ・ こうした状況の中、差別解消にかかる法整備がなされていることも踏まえ、人権課題に対する県の姿勢を明確にするため、令和3年度中に指針を改定する必要がある。

### (2) 改定の概要

#### ア 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の反映

県の人権課題に対する姿勢をより明確に示すため、「人権施策の取組みの経緯」、「施策推進にあたっての県の基本姿勢」に、「ともに生きる社会かながわ憲章」にかかる記載を追加する。

#### イ 現在の取組みの充実・強化及び複合的な人権課題への対応

平成25年の最終改定後に生じた社会状況の変化を踏まえた改定や、国による法整備、総合計画をはじめとする県の計画・プラン等の策定・改定の反映等、現指針の記載について全体的な見直しを行う。

また、ヘイトスピーチや性的マイノリティ等、社会情勢の変化に伴って顕在化した人権課題や、インターネット上の人権侵害等、従来の分野にまたがる複合的な人権課題について、施策の方向にかかる記載を新たに追加する。

### (3) 改定の主なポイント

「分野別施策の方向」に掲げる人権課題のうち、特に次の項目をポイントとして改定する。

#### ア 障がい者

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の法整備や、当事者目線の支援の推進等、本県における障がい者施策全般を踏まえた見直しを行う。



## イ 疾病等にかかる人権課題

現指針では主にハンセン病、H I V患者等に対する偏見や差別にかかる取組みの方向性を記載している「患者等」の項目を改題し、コロナ禍における医療従事者等への差別問題などにかかる記載を追加する。

## ウ 外国籍県民等

現指針に記載されていないヘイトスピーチによる人権侵害や、ヘイトスピーチ解消法にかかる記載を追加する。

## エ 貧困等にかかる人権課題

コロナ禍において貧困問題が顕在化している社会情勢を踏まえ、現行の「ホームレス」の項目を改題し、野宿生活者のみならずインターネットカフェ難民や非正規労働者等の人権課題にかかる記載を追加する。

## オ 性的マイノリティ

近年、新たな人権課題として顕在化している性的マイノリティの人権課題を新たな項目として追加する。

## カ インターネットによる人権侵害

SNS上の誹謗中傷や、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の件数が急増している状況を踏まえ、インターネットによる人権侵害を新たな項目として追加する。

## (4) 改定骨子案

別紙のとおり

## (5) 今後のスケジュール

令和3年8月	かながわ人権政策推進懇話会において改定素案を説明
9月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定素案を報告
10月	改定素案に対するパブリック・コメントの実施
令和4年1月	かながわ人権政策推進懇話会において改定案を説明
2月	第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定案を報告
3月	指針改定

かながわ人権施策推進指針（骨子案）

改定指針(案)【令和4年3月】

【巻頭】

人権についての県の姿勢を対外的に示す知事  
の言葉

I 人権施策の取組みの経緯

前回改定後に生じた社会状況の変化や、それに伴う新たな人権課題の顕在化について記載

II 基本的な考え方

- 1 指針の目標
- 2 基本理念
- 3 指針の性格

III 施策推進にあたっての県の基本姿勢

- 1 人権尊重の視点に立った職務遂行  
（「ともに生きる社会かながわ憲章」について追記）
- 2 人権課題への適切な対応

IV 人権教育・人権啓発の推進

- 1 人権教育の推進
- 2 人権啓発の推進  
（「いのちの授業」、憲章の普及啓発をはじめとする新たな取組みを追記）

V 相談・支援体制

- 1 県の相談・支援体制の充実
- 2 救済関係機関・NGO・NPO等相互の協働・連携強化
- 3 人権相談窓口の情報提供
- 4 緊急一時保護機能の充実
- 5 相談員研修の充実

VI 分野別施策の方向

- 1 子ども
- 2 女性
- 3 障がい者
- 4 高齢者
- 5 疾病等にかかる人権課題  
（コロナ禍における差別問題等を反映）
- 6 同和問題
- 7 外国籍県民等  
（ヘイトスピーチにかかる記載を追加）
- 8 貧困等にかかる人権課題  
（ホームレスに加え、非正規労働者等にかかる記載を追加）
- 9 犯罪被害者等
- 10 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- 11 性的マイノリティ
- 12 インターネットによる人権侵害
- 13 様々な人権課題

VII 人権施策の推進体制等

（令和3年4月1日付け組織再編を反映）

【付属資料】

人権関係条約・憲法・関連法規等  
（主な相談・支援機関等の記載を追加）

現行指針【平成25年3月】

【巻頭】

人権についての県の姿勢を対外的に示す知事  
の言葉

I 人権施策の取組みの経緯

前回改定後に生じた社会状況の変化や、それに伴う新たな人権課題の顕在化について記載

II 基本的な考え方

- 1 指針の目標
- 2 基本理念
- 3 指針の性格

III 施策推進にあたっての県の基本姿勢

- 1 人権尊重の視点に立った職務遂行
- 2 人権課題への適切な対応

IV 人権教育・人権啓発の推進

- 1 人権教育の推進
- 2 人権啓発の推進

V 相談・支援体制

- 1 県の相談・支援体制の充実
- 2 救済関係機関・NGO・NPO等相互の協働・連携強化
- 3 人権相談窓口の情報提供
- 4 緊急一時保護機能の充実
- 5 相談員研修の充実

VI 分野別施策の方向

- 1 子ども
- 2 女性
- 3 障害者
- 4 高齢者
- 5 患者等
- 6 同和問題
- 7 外国籍県民
- 8 ホームレス
- 9 犯罪被害者等
- 10 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

11 様々な人権課題

VII 人権施策の推進体制等

【付属資料】

人権関係条約・憲法・関連法規等

※ 新たに施策の方向を掲げる項目

## 5 「神奈川県手話推進計画」の改定について

### (1) 改定の理由

平成28年3月に策定した「神奈川県手話推進計画」については、令和2年度に計画の改定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、改定時期を令和3年度に変更したものである。

### (2) 改定の概要

#### ア 改定の趣旨

ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現に向けて、計画を改定する。

#### イ 計画の位置付け

神奈川県手話言語条例第8条第1項に基づき、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する。

#### ウ 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

#### エ 対象区域

県内全市町村とする。

#### オ 留意事項

神奈川県手話言語普及推進協議会などの場において、当事者団体や関係者等と十分な意見交換を行うとともに、パブリック・コメントに寄せられた意見の検討期間を十分に確保することで、丁寧に改定作業を進める。

### (3) 改定のポイント

#### ア ろう者への理解を深める取組の推進

手話の普及を推進するため、手話への理解の前提となる、ろう者への理解を深める取組を一層進める。

また、地域や学校と連携し、聞こえる子どもやろう児（聴覚障がいのある子ども）をはじめ、さまざまな世代に対して取組を展開する。

#### イ ろう児の手話獲得の機会の充実

ろう児の手話獲得の機会の提供や、ろう学校での個々の特性に応じた手話の習得、手話による学習などの取組を進め、ろう児とその保護者を支援する。

#### ウ 手話による情報取得や手話が使用される機会の充実

手話によるろう者の社会参加の推進に向けて、日常生活において、

手話による情報取得や手話が使用される機会の充実を図る。

また、ICT技術活用の視点を取り入れながら、災害や感染症拡大時など、非常時において手話で意思疎通できる環境の整備を促進する。

#### エ 専門人材の計画的な養成

手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員など、ろう者や盲ろう者の社会参加に欠かせない専門人材の計画的な養成に努め、派遣の機会を拡充するなど、活動環境の充実を図る。

#### オ その他

計画における手話には、盲ろう者の使う接近手話や触手話も含まれることから、手話を使う盲ろう者に関する記述の充実を図る。

### (4) 改定骨子案

別紙のとおり

### (5) 今後のスケジュール

令和3年8月 神奈川県手話言語普及推進協議会において改定計画素案を審議

9月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告

10月 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施  
～11月

令和4年1月 神奈川県手話言語普及推進協議会において改定計画案を審議

2月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告

3月 社会福祉審議会において改定計画案を審議  
改定計画の決定

## 神奈川県手話推進計画（骨子案）

### 第1章 計画の概要

#### I 計画の趣旨と基本方針

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の目指すもの
- 4 計画の期間

#### II 本県における手話を取り巻く状況

- 1 県における手話を取り巻く現状

### 第2章 施策の展開

#### I 手話の普及

- 1 手話への理解促進
- 2 手話の普及推進

#### II 手話に関する教育及び学習の振興

- 1 学校・地域で手話を学ぶ機会等の充実
- 2 手話を学習するしくみづくり

#### III 手話を使用しやすい環境の整備

- 1 手話が使用される機会の充実
- 2 手話通訳の充実等

### 第3章 計画の推進体制

- 1 推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 資料

## 6 津久井やまゆり園の再生について

「津久井やまゆり園再生基本構想（平成 29 年 10 月）」に基づく、施設整備や新施設への利用者の移行について、取組状況を報告する。

### (1) 施設整備等

令和 3 年度中にすべての利用者の入所が完了するよう、これまで利用者が生活していた千木良地域の「津久井やまゆり園」に加え、利用者の仮居住先となっている芹が谷地域に「芹が谷やまゆり園」を整備する。

#### ア 工事の進捗

##### (ア) 津久井やまゆり園

期 間：令和元年 12 月～3 年 5 月

内 容：居住棟等の新築工事  
管理棟、厨房棟、体育館等の改修工事

実施状況：令和 2 年 1 月着工

令和 3 年 5 月 31 日竣工

令和 3 年 6 月 15 日引渡し

供用開始：令和 3 年 8 月 1 日

そ の 他：令和 3 年 7 月 4 日、新園舎で開所式を開催予定

##### (イ) 芹が谷やまゆり園

期 間：令和元年 12 月～3 年 9 月

内 容：民間活力を活用した「設計施工一括発注方式」による  
施設整備

実施状況：令和 2 年 10 月着工

令和 3 年 7 月現在、居住棟の内装工事等を実施中

供用開始：令和 3 年 12 月予定

#### イ 鎮魂のモニュメントの整備

ご遺族の意向を伺いながら、制作を進めている。

##### (ア) コンセプト

- ・ 津久井やまゆり園事件で命を奪われた利用者への「鎮魂」
- ・ 事件を風化させないための「後世へのメッセージ」
- ・ 偏見や差別のないともに生きる社会を目指す「誓い」

##### (イ) デザイン

###### a 水鏡

- ・ 月に一度の月命日には、器は水で満たされ大きな水鏡となる。

- ・ 器の底面に「ともに生きる社会かながわ憲章」を彫り込む。
- ・ 水鏡のまわりから水が19本流れ落ちるデザインとする。

b その他

- ・ ベンチには県産石材（本小松石）を使用し、献花台のデザインや碑に記す文章については、ご遺族の意向を尊重しながら対応していく。

(ウ) 今後のスケジュール

令和3年7月中旬 整備完了予定

7月20日 津久井やまゆり事件の追悼式において鎮魂のモニュメントでの献花

(2) 津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園への利用者の移行

- ・ 移行に当たっては、平成29年から令和2年末まで行ってきた意思決定支援の結果を尊重し、現時点で考えられる移行先を、令和3年4月に利用者本人やご家族にお知らせした。
- ・ その段階での移行先の内訳は、津久井やまゆり園に44名、芹が谷やまゆり園に57名、その他グループホーム等に18名であった。
- ・ なお、利用者の中には両方の施設やグループホームを体験したいという方もおり、そういう方には引き続き移行の見極めを行っているため、8月の入所までに移行先が変更になることもあり得る。
- ・ 8月以降も、利用者一人ひとりが自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、意思決定支援の取組を継続していく予定である。

## 7 県立障害者支援施設における当事者目線の支援の取組について

県は、「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」の報告を踏まえ、県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）における、当事者目線の支援の実現に向けた取組を進めている。

### (1) 身体拘束ゼロに向けた取組

県は、昨年12月から、県立6施設の身体拘束の実施状況をホームページで公表し、「見える化」を図り、身体拘束ゼロの実現を目指し、どうすれば、身体拘束を行わない支援ができるのか、検討を進めている。

#### <参考> 県立施設の身体拘束の実施状況

	令和2年 12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月
県立6施設全体	98件	93件	83件	82件	79件	72件

#### ア ホームページによる「見える化」

- ・ 県立施設の支援部長会議において、各県立施設の支援の見直しの情報共有を行い、身体拘束の実施件数は着実に減少してきている。
- ・ 今後、各県立施設における身体拘束廃止の好事例を集約し、ホームページで公表する等、更なる「見える化」の推進を図るとともに、職員の意識醸成を図っていく。

#### イ 市町村と連携した支援の見直し

- ・ 県直営の中井やまゆり園では、より良い支援を進めるため、身体拘束22件の状況を、第三者の視点を入れる観点から、関係11市町村に情報提供した。
- ・ 情報提供を受けた市町村が、園を訪れて現地確認した際、園は利用者支援について市町村とともに支援内容の検証や意見交換を行った。
- ・ このうち1つの市町村から、2件（利用者2名）について、身体拘束を行う上で満たすべき3要件のうち「一時性」を満たさないとして、身体的虐待に当たると認定されたため、速やかに公表した。
- ・ 現在、中井やまゆり園は、第三者が参加するプロジェクトチームを設置し、具体的な支援の改善に取り組んでいる。

#### ※プロジェクトチームの構成員

学識経験者、市町村、相談支援事業所、第三者委員

- ・ 他の県立施設においては、今回虐待認定された事案と同様の事案がないか検証し、必要に応じて、市町村と連携した支援の改善を進



めていく。

- ・ 県は、5月18日に市町村の権利擁護・虐待防止担当者会議を開催し、県内全市町村と、中井やまゆり園の取組の情報共有を図るとともに、県立施設の利用者支援の改善への協力を市町村に依頼し、県立施設における第三者の視点を入れた取組を後押しした。

## (2) 定期モニタリングの充実強化

令和2年度から県立施設に対して、利用者の居室や支援の場面に入り、支援内容を直接確認する等、モニタリングの改善を図った。

令和3年度は、さらに次の方法により、モニタリングの充実強化を図る。

- ・ 各県立施設による自己点検をもとに、1施設当たり5日間程度、集中的に現地で、施設内の巡回や利用者や職員へのヒアリングなどのモニタリングを実施
- ・ 実施結果については、持続的かつ適切に行われているか確認するため、神奈川県障害者施策審議会に報告し、評価を受ける。

## (3) 施設横断的に多職種で検討、研究する場の設置

施設横断的に多職種（看護師、栄養士、心理担当職員等）が参加して、身体拘束の廃止等、日々の支援を行っている中で課題となっているケースを検討、研究する場を設置し、支援の改善を進めていく。

## (4) 研修等の充実

- ・ 令和2年度から虐待防止や当事者目線の支援等に向けた、階層別研修（管理職・中堅・若手）を実施した。
- ・ 令和3年度は、当事者目線の支援に先駆的に取り組む民間施設への派遣研修や津久井やまゆり園意思決定支援チームへの参加等を通して、当事者目線の支援を実践する人材を育成する。
- ・ また、定期モニタリングは、障害サービス課の職員のほか、他の県立施設の職員も加わった「当事者目線の支援サポートチーム」により実施し、当事者目線の支援についての理解や実践につなげていく。

## 8 さがみ緑風園等の指定管理者制度について

令和5年度から新たに指定管理者制度を導入するさがみ緑風園及び令和4年度末に指定期間が満了する津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園並びに三浦しらとり園について、現在の取組状況を報告する。

### (1) さがみ緑風園における指定管理者制度の新規導入について

民間法人の力を生かして、当事者目線の支援の実現に向けてサービスの向上を図るとともに、効果的、効率的な施設運営を図るため、指定管理者制度を導入することとし、指定管理者候補の選定に向けた手続きを進めていく。

#### ア これまでの経緯

##### (平成25年度)

平成25年度に設置した「県立障害福祉施設等あり方検討委員会」の報告書(平成26年1月)では、指定管理者制度の導入を含め、あり方を検討する施設と位置付けられた。

##### (令和元年度)

- ・ 「神奈川県立さがみ緑風園将来方向検討委員会」において検討を行い、報告書(令和元年5月)において「医療機関との強固な連携、本体施設と診療所との一体的運営が確保されることを前提に民間法人の力を生かした指定管理者制度を導入するべきである。」と結論づけられた。
- ・ 令和元年12月の厚生常任委員会に、令和4年4月からの指定管理者制度の導入を含む、同園の将来方向に係る県の方針を報告した。

##### (令和2年度)

令和2年度に設置した「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会(以下「検討部会」という。)」が検討した利用者目線の新しい障がい福祉のあり方を反映させるため、指定管理者制度の導入を令和5年4月とする方針に変更し、令和2年6月に厚生常任委員会に報告した。

#### イ 指定管理者制度の導入

##### (ア) 導入予定時期

令和5年4月1日

##### (イ) 導入目的

- a 当事者目線の支援の実現とサービスの質の向上  
民間法人の利用者支援のノウハウを活用し、「利用者のために」

という管理者の目線ではなく、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限に引き出す、当事者目線の支援を行う。

b 医療的ケアに関連する介護職員の支援技術の蓄積、定着  
利用者に喀痰吸引等の医療的ケアを行っているが、支援技術の蓄積や定着において、指定管理者制度の導入により、支援技術の充実や効率的な蓄積を図る。

c 効果的、効率的な運営による施設の持続性の確保  
民間法人の能力を活用し、効果的、効率的な施設運営を図ることで、同園に期待される役割を将来にわたり持続的に果たしていく。

(ウ) 定員規模について

介護保険施設や病院、民間施設等との役割分担や、検討部会の報告内容等を踏まえ、指定管理者制度導入に向けて、適正な定員規模を検討していく。

(エ) 指定管理者について

現在、指定管理者の資格は社会福祉法人に限られているが、さがみ緑風園の特性である高度な医療的ケアのニーズに対応できるよう、社会福祉法人以外の法人にも対象を拡げるか検討していく。

## ウ 指定管理者制度導入後の機能

(ア) 基本的考え方

入所機能及び地域支援機能を維持しつつ、民間法人の力を生かして、サービスの質の向上を実現する。

(参考)

### ○入所機能

#### ・対象とする利用者

介護保険施設、病院（医療療養病床、特殊疾患病棟、障害者施設等病棟）との役割分担を踏まえ、夜間の喀痰吸引等、一定の医療的ケアが必要な重度の身体障がい者など、民間施設では受入れが困難な障がい者を対象とする。

#### ・支援体制

民間施設では受入れが困難な、一定の医療的ケアが必要な重度の身体障がい者を受け入れる役割を担う県立施設として、質の高い介護を提供し、日常生活を支援できる体制を整備するため、必要な職員配置を行う。

また、24時間を通じて、特に夜間、医療的ケアを提供できる看護体制を確保するとともに、医療機関との連携体制を充実させる。

## ○地域支援機能

### ・短期入所

短期入所サービスは、今後も広域的に利用ニーズが見込まれることから、継続して取り組む。

### ・地域移行支援

入所利用者への日常の支援に加え、通過型施設として、意思決定支援の取組を通じて、地域生活への移行に向けた支援を積極的に行う。

## エ 指定管理者評価委員会

指定管理者の選定基準案への意見の具申や申請内容の評価のため、別紙の有識者等により構成する「県立障害福祉関係施設（さがみ緑風園）指定管理者評価委員会」を設置する。

## オ 今後のスケジュール

令和3年 9月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に募集条件案及び「神奈川県立の障害者支援施設に関する条例」改正の考え方を報告
12月	第3回県議会定例会に条例改正議案を提出 厚生常任委員会に選定基準案を報告
令和4年 1月	募集開始
6月	第2回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出
令和5年 4月	指定管理者による管理運営開始

## (2) 津久井やまゆり園等における指定管理者制度について

津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園及び三浦しらとり園については、令和4年度末に現在の指定期間が満了する。

### ア 令和2年度の対応状況

#### (ア) 津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園

令和3年8月から令和5年3月末までの期間について、県議会の議決を得て、指定管理者を指定している。

#### (イ) 三浦しらとり園

令和2年7月、検討部会が検討した利用者目線の新しい障がい福祉のあり方を反映させるため、県議会の議決を得て、令和3年3月末までだった指定期間を令和5年3月末まで延長した。

### イ 今後のスケジュール

現指定管理者による管理運営状況を検証し、指定管理者制度による管理運営の有効性について評価した上で、令和5年度以降の運営方法について検討する。

## 県立障害福祉関係施設（さがみ緑風園）指定管理者評価委員会委員（案）（五十音順）

氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者 選定委員の経験の 有無 (委員会名)	選定理由
伊藤 崇博	男	(社福) 常成福祉会 専務理事	施設運営経験者	有 (県立障害福祉関係施設(ライトセンター・聴覚障害者福祉センター) 指定管理者評価委員会)	神奈川県身体障害施設協会から委員推薦を受けた社会福祉法人役員であり、診療所を併設する障害者支援施設の運営について豊かな知識を有しているため。
佐賀 悦子	女	弁護士	法務・労務管理識見者	有 (県立障害福祉関係施設(津久井やまゆり園・芹が谷やまゆり園) 指定管理者評価委員会)	神奈川県弁護士会から委員推薦を受けた弁護士であり、法務・労務管理関係の知識・造詣が深いため。
佐々木 一誠	男	公認会計士	経理識見者	無	日本公認会計士協会神奈川県会から委員推薦を受けた公認会計士であり、財務審査の専門家であるため。
内藤 則義	男	(公財) 神奈川県身体障害者連合会会長	障がい当事者代表者	無	(公財) 神奈川県身体障害者連合会から委員推薦を受けた障がい当事者代表であり、障がい分野の各種委員会の委員経験を有しているため。
横倉 聡	男	東洋英和女学院大学特任教授	学識経験者	有 (県立障害福祉関係施設(津久井やまゆり園・芹が谷やまゆり園)) 指定管理者評価委員会	かながわ福祉サービス運営適正化委員会委員であり、障害福祉施策全般に造詣が深いため。

## (参考) 各施設の概要

### 1 さがみ緑風園

#### (設置目的)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する施設障害福祉サービス等を主に重度の身体障がい者に行い、障がい者の福祉の増進を図る。

#### (施設概要)

所在地：相模原市南区麻溝台

施設種別：指定障害者支援施設（定員 120 名 内 12 名は短期入所）

### 2 津久井やまゆり園（指定管理者 社会福祉法人かながわ共同会）

#### (設置目的)

障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービス等を主に知的障がい者に行い、障がい者の福祉の増進を図る。

#### (施設概要)

所在地：相模原市緑区千木良

施設種別：指定障害者支援施設（定員 66 名 内 6 名は短期入所）

### 3 芹が谷やまゆり園（指定管理者 社会福祉法人かながわ共同会）

#### (設置目的)

障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービス等を主に知的障がい者に行い、障がい者の福祉の増進を図る。

#### (施設概要)

所在地：横浜市港南区芹が谷

施設種別：指定障害者支援施設（定員 66 名 内 6 名は短期入所）

### 4 三浦しらとり園（指定管理者 社会福祉法人清和会）

#### (設置目的)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する障害児入所支援及び障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービス等を主に知的障がい者に行い、障がい児及び障がい者の福祉の増進を図る。

#### (施設概要)

所在地：横須賀市長沢

施設種別：指定福祉型障害児入所施設（定員 40 名 内 4 名は短期入所）  
指定障害者支援施設（定員 112 名 内 24 名は短期入所）

## 9 中井やまゆり園の利用者の事故について

県立障害者支援施設「中井やまゆり園」において発生した事故について、現在の対応状況を報告する。

### (1) 事故の概要

- ・ 令和2年10月18日、職員が昼食の準備をするため寮の食堂にある配膳室に出入りしていたところ、男性利用者が配膳室にあったパンを食べ、のどに詰まらせる事故が発生した。
- ・ 病院に緊急搬送され、一命はとりとめたが、現在も人工呼吸器を装着し、意識がない状態である。
- ・ 同園職員と第三者委員で構成した検証委員会の報告書では、利用者が意識を失って倒れた後の救急処置は適切に行われていたが、配膳室の施錠の徹底に対する取組が不十分であり、「安全配慮義務」に反していたと言わざるを得ない、と結論付けられた。

### (2) これまでの対応

#### ア 再発防止の取組

- ・ 中井やまゆり園では、利用者の食事に係るリスクの共有や配膳室の自動施錠化など、再発防止を徹底している。
- ・ また、検証報告書の概要を、令和3年3月に県内の事業所と情報共有し、同様の事故が起らないよう注意喚起した。

#### イ 利用者ご家族への対応状況

- ・ 3月上旬、ご家族に対して、検証報告書をお渡しし、県に過失があったことを説明し、改めて謝罪した。また、再発防止にしっかりと取り組んでいくことをお伝えした。
- ・ 利用者の療養にかかる費用等については、県が契約している保険会社が、現在、ご家族の同意のもと、利用者ご本人の状態について調査を行っている。

### (3) 今後の対応

保険会社により療養費用等が算定された後、利用者ご家族に説明し合意が得られれば、県議会に和解金に係る議案を提出する予定。